

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	高知市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kochi.kochi.jp/site/mynumber/ppc-notification.html">http://www.city.kochi.kochi.jp/site/mynumber/ppc-notification.html</a>

執行機関名 高知市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高知市福祉医療費助成条例(昭和四十九年条例第六十六号)による子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高知市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年条例第五号)別表第一 第一の項 高知市福祉医療費助成条例(昭和四十九年条例第六十六号)による子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	高知市福祉医療費助成条例(昭和四十九年条例第六十六号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第一条 この条例は、 <u>子ども</u> 、 <u>重度心身障害者</u> 及びひとり親家庭の女子又は男子と児童に対し、 <u>医療費の一部</u> (以下「福祉医療費」という。)を助成し、もつて <u>市民保健</u> の向上を図るとともに、 <u>市民福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高知市福祉医療費助成条例(昭和四十九年条例第六十六号) 高知市福祉医療費助成条例施行規則(昭和五十一年条例第六十九号)